

## 令和6年度就活準備キャリアラボラトリー事業 業務委託先企画提案募集要項

兵庫県は全国と比較して女性の有業率が低く、また、特に地方部において子育て世代の女性の人口流出が顕著です。今後も県全体の産業活力を維持するためには、女性が積極的に継続就業や再就業を選択できる社会をつくり、女性が働くことについてのイメージづくりやキャリアプラン形成の支援を行っていく必要があります。

そこで、次代を担う学生が、就職活動前から自身のライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組み、男女双方が互いの働き方や考えを理解することを支援するため、企業研究や学生が主体的に企画するフォーラムの実施を予定しています。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

### 1 業務の内容

#### 就活準備キャリアラボラトリー事業実施運營業務

項目	内容
事業の趣旨	次代を担う学生が、就職活動前から自身のライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組み、男女双方が互いの働き方や考えを理解することを支援する。企業研究や学生が主体的に企画するフォーラムを実施することで、将来的に自身のライフプランを見据えた就職活動に資するとともに、県内就職の促進を図る。
業務内容	別紙「令和6年度就活準備キャリアラボラトリー事業業務仕様書」のとおり
対象学生	兵庫県内 36 大学及び近隣府県大学に通う、主に1～2年生の学生
参加企業	兵庫県内に本支店を有する企業
委託期間	委託契約締結の日 ～ 令和7年3月31日
委託金額（上限）	9,214,000円（消費税及び地方消費税含む）
提案募集のポイント	以下の提案について、重点的に審査を行う。 ① 学生への参加募集方法（広報媒体、大学との連携、実績など） ② 実行委員会及びフォーラムの運営方法 （開催時期を踏まえた実施方法の工夫、スケジュール、プログラム構成など）

### 2 応募要領

#### (1) 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑦ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑧ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

## （2）審査について

### ① 審査方法

提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

### ② 審査基準

「事業の遂行能力」（業務執行体制、事業運営実績）

「事業広報体制」（周知方法の効果、広報媒体の妥当性、企業選定方法）

「当日運営体制」（スケジュール計画、プログラム・構成、人員体制）

を中心に審査を行う。

なお、従来の実施手法にとらわれない柔軟な発想を期待する。

### ③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

## （3）提出様式等

### ① 企画提案申込書（様式1）

- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）
- ④ 添付書類
  - ア 会社概要等提案者の概要を説明する書類
  - イ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
    - ・消費税または地方消費税に滞納のない証明  
国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）
    - ・すべての県税に滞納のない証明  
地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）
  - ※ 公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない旨の申し出があったものは、納税証明書（3）の添付に代えて誓約書を提出すること。
- ⑤ その他、県から個別に提出を求められた書類

#### （4）企画書等提出期限

令和6年3月5日（火）17:00 必着（持参または郵送）

上記（3）で定められた様式を提出のこと（正本1部 副本6部）

持参の場合の受付時間は、土・日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00

#### （5）企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711（内線 3765）

FAX 078-362-3392

E-mail rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp

#### （6）契約条件

- ① 契約形態  
委託契約とする。
- ② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）  
9,214,000 円
- ③ 契約保証金  
兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。  
ただし、以下の場合は全部又は一部を免除する。
  - ・ 保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合
  - ・ 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・ 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・ 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(7) その他

令和6年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。